

第727回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 31年 3月 12日（火） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)GW期間中(4/27～5/6)における通関業務について
業務部 柿原管理課長
 - (2)「G20 大阪サミット等の開催に伴う取締強化期間」における協力依頼について
業務部 柿原管理課長
 - (3)電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の
一部改正について
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (4)でん粉調製品に係る特別緊急関税の発令について
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (5)日EUEPA原産品申告書について
業務部 中澤原産地調査官
 - (6)中国の一般特惠の全面卒業について
業務部 中澤原産地調査官
 - (7)平成 30 年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況について
業務部 粥川知的財産調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 2019年4月9日(火) 12:00～
開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

税関検査への



ご協力をお願い



税関はG20大阪サミット成功のため、テロ防止に全力で取り組んでおります。

横浜税関では、2019年4月24日(水)から6月30日(日)までを『G20大阪サミット等の開催に伴う取締強化期間』として設定し、爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止を重要課題の一つと位置付け、船舶・航空機の手荷物検査、旅客・乗組員の手荷物検査、輸入貨物検査を強化することとしております。

この度の取締り及び検査強化の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

G20大阪サミット首脳会合開催地：インテックス大阪



S

密輸情報の提供のお願い

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「あやしい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口にご連絡ください。

T

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)



O

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp
HP <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供
QRコード



財務省
横浜税関

P

テロ関連物資

通関業者の皆様へ

情報提供のお願い

税関では、G20大阪サミットの開催に向けて、爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止のため、水際での取締りを強化することとしております。

密輸入阻止には皆様からの情報提供が大きな力となりますので、次のような不審な貨物や通関依頼がありましたら税関までご連絡をお願いいたします。

また、テロ対策においては、爆発物や爆発物原料、テロを想起させる物品を把握し、警察等と共同して対応することが重要であり、ひいては、貨物を扱う方々の安全にも繋がって参りますので、輸入貨物に係る内容点検の強化にもご協力をお願いいたします。

不自然な通関依頼

- ・通関を異常に急ぐ、税関検査を異常に気にする。
- ・蔵置場所、名義人が転々としている。



不自然な貨物

- ・貨物の外装に他と異なる目印がある。
- ・輸入者の業務内容とあまり関係なさそうな貨物。
- ・貨物名は同じなのに、一部の貨物だけ重い又は軽い。

不自然な配送先

- ・急な配送先の変更。
- ・駐車場、ホテル、私設私書箱への配送。
- ・大量の肥料・化学品をアパートの一室へ配送させる。



内容点検による不審物発見

- ・テロ組織との関連が疑われる物品や印刷物がある。
- ・爆発物の原料となり得る塩酸、過酸化水素など化学物質の入ったボトルがある。

☎ 税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

HPアドレス <http://www.customs.go.jp/yokohama/>



情報提供
QRコード



G20大阪サミットを
成功させよう



税関マスコット
カスタム君

S

T

O

P

テロ関連物資

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部改正にかかると業務コードの一部変更について

2019年3月1日

平成31年3月5日（火）付で業務コードの一部が以下のとおり変更されましたので、お知らせいたします。なお、業務コード集につきましても、平成31年3月5日（火）に更新されております。ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

不当廉売関税関係

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とする電解二酸化マンガン（2820.10-000）については平成36年2月29日まで課税期間が延長されることとなった。

NACCS 用コード	適用税率(%)		区分
S004002	14	スペイン産	削除
S004003	46.5	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	変更
S004004	34.3	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産 （政令で定められた者のもの）	変更
S004005	14.5	南アフリカ共和国産	削除

参 考

- ・財務省告示第59号（平成31年3月1日）
- ・財務省告示第61号（平成31年3月5日）
- ・「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（政令第32号）

でん粉調製品に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】でん粉調製品（別表第1の6の24の項）に係る特別緊急関税の発動について

2019年2月28日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、でん粉調製品（別表第1の6の24の項）に対して平成31年3月1日から平成31年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の3発動時」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては平成31年3月1日から使用可能となります。

【でん粉調製品（別表第1の6の24の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
190120159+	1901201595	その他のもの（通常時）
	1901200070	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1901200092	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901208993	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901208982	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
	1901208971	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
190190179+	1901901794	その他のもの（通常時）
	1901900070	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1901900092	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901908993	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（通常時）
	1901908982	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えたもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）
	1901908971	TPP11 協定及びEU 協定上の原産品で、砂糖を加えてないもの（関税割当証明書があるもの）（暫定法第7条の3発動時）

土は輸入が禁止されています

輸入した貨物に土が付着していないかを確認してください！

植物防疫法により、土を輸入することはできません。

*試験研究等特別の用に供するものとして事前に許可を受けた場合に限り、輸入できます。

- 日本へ輸入する際に特に土の付着に注意が必要なもの



中古農機具



建築資材



レンガ・石材

海外から貨物を輸入する際の注意点

- 輸出前に土を除去するよう輸出元に依頼してください。
特に、中古の車両や農機具には、土が付着しているおそれがありますので、事前に土が除去されていることを確認してください。
- 貨物を輸入した際は、貨物に土が付着していないかを確認してください。
- 輸入した貨物に土が付着していた際は、速やかに最寄りの植物防疫所に届け出てください。
- 許可なく土を輸入した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が処せられる場合があります。
- 貨物に付着したものが土かどうかを確認したいなど、ご不明な点がございましたら最寄りの植物防疫所にご相談ください。

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |

ANNEX 3-D

TEXT OF THE STATEMENT ON ORIGIN

A statement on origin shall be made out using the text set out below in one of the following linguistic versions and in accordance with the laws and regulations of the exporting Party. If the statement on origin is handwritten, it shall be written in ink in printed characters. The statement on origin shall be drawn up in accordance with the respective footnotes. The footnotes do not have to be reproduced.

Japanese version

(期間.....から.....まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号..... (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地..... (注3) が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

.....

(場所及び日付) (注5)

.....

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

.....

Bulgarian version

(Период: от до⁽¹⁾)

Износителят на продуктите, обхванати от този документ (износител № ...⁽²⁾), декларира, че освен когато е отбелязано друго, тези продукти са с/със ... преференциален произход⁽³⁾.

(Използвани критерии за произход⁽⁴⁾)

.....

(Място и дата⁽⁵⁾)

.....

(Наименование с печатни букви на износителя)

.....

Croatian version

(Razdoblje: od do⁽¹⁾)

Izvoznik proizvoda obuhvaćenih ovom ispravom (referentni broj izvoznika:⁽²⁾) izjavljuje da su, osim ako je drukčije izričito navedeno, ovi proizvodi preferencijalnog podrijetla⁽³⁾.

(Primijenjeni kriteriji podrijetla⁽⁴⁾)

.....

(Mjesto i datum⁽⁵⁾)

.....

(Ime izvoznika tiskanim slovima)

.....

Czech version

(Období: od do⁽¹⁾)

Vývozce výrobků uvedených v tomto dokumentu (referenční číslo vývozce⁽²⁾) prohlašuje, že kromě zřetelně označených, mají tyto výrobky preferenční původ v⁽³⁾.

(Použitá kritéria původu⁽⁴⁾)

.....

(Místo a datum⁽⁵⁾)

.....

(Jméno vývozce tiskacím písmem)

.....

Danish version

(Periode: fra til⁽¹⁾)

Eksportøren af varer, der er omfattet af nærværende dokument, (eksportørreferencenr.⁽²⁾), erklærer, at varerne, medmindre andet tydeligt er angivet, har præferenceoprindelse i⁽³⁾.

(Anvendte oprindelseskriterier⁽⁴⁾)

.....

(Sted og dato⁽⁵⁾)

.....

(Eksportørens navn med blokbogstaver)

.....

Dutch version

(Tijdvak: van tot en met⁽¹⁾)

De exporteur van de producten waarop dit document van toepassing is (referentienr. exporteur⁽²⁾) verklaart dat, behoudens uitdrukkelijke andersluidende vermelding, deze producten van preferentiële oorsprong zijn uit⁽³⁾.

(Gebruikte oorsprongscriteria⁽⁴⁾)

.....

(Plaats en datum⁽⁵⁾)

.....

(Naam van de exporteur in blokletters)

.....

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

.....

(Place and date⁽⁵⁾)

.....

(Printed name of the exporter)

.....

Estonian version

(Ajavahemik: alates kuni⁽¹⁾)

Käesoleva dokumendiga hõlmatud toodete eksportija (eksportija viitenumber⁽²⁾) kinnitab, et välja arvatud selgelt osutatud juhtudel on need tooted sooduspäritoluga⁽³⁾.

(Kasutatud päritolukriteeriumid⁽⁴⁾)

.....

(Koht ja kuupäev⁽⁵⁾)

.....

(Eksportija nimi suurtähtedega)

.....

Finnish version

(..... ja välinen aika⁽¹⁾)

Tässä asiakirjassa mainittujen tuotteiden viejä (viejän viitenumero⁽²⁾) ilmoittaa, että nämä tuotteet ovat, ellei toisin ole selvästi merkitty, etuuskohteluun oikeutettuja alkuperätuotteita⁽³⁾.

(Käytetyt alkuperäkriteerit⁽⁴⁾)

.....

(Paikka ja päiväys⁽⁵⁾)

.....

(Viejän nimi painokirjaimin)

.....

French version

(Période: du au⁽¹⁾)

L'exportateur des produits couverts par le présent document (n° de référence exportateur⁽²⁾)
déclare que, sauf indication claire du contraire, ces produits ont l'origine préférentielle⁽³⁾.

(Critères d'origine appliqués⁽⁴⁾)

.....

(Lieu et date⁽⁵⁾)

.....

(Nom en caractères d'imprimerie de l'exportateur)

.....

German version

(Zeitraum: von bis⁽¹⁾)

Der Ausführer (Referenznummer des Ausführers⁽²⁾) der Waren, auf die sich dieses
Handelspapier bezieht, erklärt, dass diese Waren, soweit nicht anders angegeben,
präferenzbegünstigte Ursprungswaren⁽³⁾ sind.

(Verwendete Ursprungskriterien⁽⁴⁾)

.....

(Ort und Datum⁽⁵⁾)

.....

(Name des Ausführers in Druckbuchstaben)

.....

Greek version

(Περίοδος: από έως⁽¹⁾)

Ο εξαγωγέας των προϊόντων που καλύπτονται από το παρόν έγγραφο (αριθ. αναφοράς εξαγωγέα⁽²⁾) δηλώνει ότι, εκτός αν ρητά δηλώνεται διαφορετικά, αυτά τα προϊόντα είναι προτιμησιακής καταγωγής⁽³⁾.

(Χρησιμοποιούμενα κριτήρια καταγωγής⁽⁴⁾)

.....

(Τόπος και ημερομηνία⁽⁵⁾)

.....

(Επωνυμία του εξαγωγέα ολογράφως)

.....

Hungarian version

(Időszak:-tól-ig⁽¹⁾)

A jelen okmányban szereplő áruk exportőre (az exportőr azonosító száma⁽²⁾) kijelentem, hogy egyértelmű eltérő jelzés hiányában az áruk preferenciális⁽³⁾ származásúak.

(Alkalmazott származási feltételek⁽⁴⁾)

.....

(Hely és dátum⁽⁵⁾)

.....

(Az exportőr nyomtatott neve)

.....

Italian version

(Periodo: dal al⁽¹⁾)

L'esportatore delle merci contemplate nel presente documento (numero di riferimento dell'esportatore⁽²⁾) dichiara che, salvo indicazione contraria, le merci sono di origine preferenziale⁽³⁾.

(Criteri di origine usati⁽⁴⁾)

.....

(Luogo e data⁽⁵⁾)

.....

(Nome stampato dell'esportatore)

.....

Latvian version

(Laikposms: no līdz⁽¹⁾)

To produktu eksportētājs, kuri ietverti šajā dokumentā (eksportētāja atsauces numurs⁽²⁾), deklarē, ka, izņemot tur, kur ir citādi skaidri noteikts, šiem produktiem ir preferenciāla izcelsme⁽³⁾.

(Izmantotie izcelsmes kritēriji⁽⁴⁾)

.....

(Vieta un datums⁽⁵⁾)

.....

(Eksportētāja vārds vai nosaukums drukātiem burtiem)

.....

Lithuanian version

(Laikotarpis nuo iki⁽¹⁾)

Šiame dokumente išvardytų prekių eksportuotojas (Eksportuotojo registracijos Nr.⁽²⁾)
deklaruoja, kad, jeigu aiškiai kitaip nenurodyta, tai yra preferencinės kilmės prekės⁽³⁾.

(Taikyti kilmės kriterijai⁽⁴⁾)

.....

(Vieta ir data⁽⁵⁾)

.....

(Atspausdintas eksportuotojo vardas ir pavardė (pavadinimas)

.....

Maltese version

(Perjodu: minn sa⁽¹⁾)

L-esportatur tal-prodotti koperti b'dan id-dokument (Numru ta' Referenza tal-Esportatur⁽²⁾)
jiddikjara li, h'liet fejn indikat b'mod ċar li mhux hekk, dawn il-prodotti huma ta' origini
preferenzjali⁽³⁾.

(Kriterji tal-origini użati⁽⁴⁾)

.....

(Il-post u d-data⁽⁵⁾)

.....

(L-isem stampat tal-esportatur)

.....

Polish version

(Okres: od do⁽¹⁾)

Eksporter produktów objętych niniejszym dokumentem (nr referencyjny eksportera⁽²⁾)
deklaruje, że z wyjątkiem gdzie jest to wyraźnie określone, produkty te mają preferencyjne
pochodzenie⁽³⁾.

(Zastosowane kryteria pochodzenia⁽⁴⁾)

.....

(Miejsce i data⁽⁵⁾)

.....

(Wydrukowana nazwa / imię i nazwisko eksportera)

.....

Portuguese version

(Período: de a⁽¹⁾)

O abaixo assinado, exportador dos produtos abrangidos pelo presente documento [referência do
exportador n.º⁽²⁾], declara que, salvo indicação expressa em contrário, estes produtos são
de origem preferencial⁽³⁾.

(Critérios de origem utilizados⁽⁴⁾)

.....

(Local e data⁽⁵⁾)

.....

(Nome impresso do exportador)

.....

Romanian version

(Perioada: de la până la⁽¹⁾)

Exportatorul produselor care fac obiectul prezentului document (numărul de referință al exportatorului⁽²⁾) declară că, exceptând cazul în care în mod expres este indicat altfel, aceste produse sunt de origine preferențială⁽³⁾.

(Criteriile de origine utilizate⁽⁴⁾)

.....

(Locul și data⁽⁵⁾)

.....

(Numele exportatorului, în clar)

.....

Slovak version

(Obdobie: od do⁽¹⁾)

Vývozca výrobkov uvedených v tomto dokumente (referenčné číslo vývozcu⁽²⁾) vyhlasuje, že pokiaľ nie je jasne uvedené inak, majú tieto výrobky preferenčný pôvod v⁽³⁾.

(Použité kritériá pôvodu⁽⁴⁾)

.....

(Miesto a dátum⁽⁵⁾)

.....

(Meno vývozcu tlačenými písmenami)

.....

Slovenian version

(Obdobje: od do⁽¹⁾)

Izvoznik blaga, zajetega s tem dokumentom (referenčna št. izvoznika⁽²⁾), izjavlja, da, razen če ni drugače jasno navedeno, ima to blago preferencialno..... poreklo⁽³⁾.

(Uporabljeni kriteriji glede porekla⁽⁴⁾)

.....

(Kraj in datum⁽⁵⁾)

.....

(Natisnjeno ime izvoznika)

.....

Spanish version

(Período: del al⁽¹⁾)

El exportador de los productos incluidos en el presente documento (número de referencia del exportador⁽²⁾) declara que, excepto donde se indique claramente lo contrario, estos productos son de origen preferencial⁽³⁾.

(Criterios de origen aplicados⁽⁴⁾)

.....

(Lugar y fecha⁽⁵⁾)

.....

(Nombre impreso del exportador)

.....

Swedish version

(Period: Från den till den⁽¹⁾)

Exportören av de varor som omfattas av detta dokument (exportörens referensnummer⁽²⁾) försäkrar att dessa varor, om inte annat tydligt markerats, har förmånsberättigande ursprung⁽³⁾.

(Ursprungskriterier som använts⁽⁴⁾)

.....

(Plats och datum⁽⁵⁾)

.....

(Exportörens namn, med tryckbokstäver)

.....

- ⁽¹⁾ If the statement on origin is completed for multiple shipments of identical originating products within the meaning of subparagraph 5(b) of Article 3.17, indicate the period for which the statement on origin will apply. That period shall not exceed 12 months. All importations of the product must occur within the period indicated. Where a period is not applicable, the field can be left blank.

- (2) Indicate the reference number through which the exporter is identified. For the European Union exporter, this will be the number assigned in accordance with the laws and regulations of the European Union. For the Japanese exporter, this will be the Japan Corporate Number. Where the exporter has not been assigned a number, this field may be left blank.
- (3) Indicate the origin of the product; the European Union or Japan.
- (4) Indicate, depending on the case, one or more of the following codes;
- "A" for a product referred to in subparagraph 1(a) of Article 3.2;
- "B" for a product referred to in subparagraph 1(b) of Article 3.2;
- "C" for a product referred to in subparagraph 1(c) of Article 3.2, with the following additional information on the type of product specific requirement actually applied to the product;
- "1" for a change in tariff classification rule;
- "2" for a maximum value of non-originating materials or a minimum regional value content rule;

"3" for a specific production process rule; or

"4" in case of application of the provisions of Section 3 of Appendix 3-B-1;

"D" for accumulation referred to in Article 3.5; or

"E" for tolerances referred to in Article 3.6.

(5) Place and date may be omitted if the information is contained on the document itself.

附属書三―D 原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる複数の言語による申告文のうちの一の言語による申告文を用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

(期間) から まで (注1)

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号) (注2) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 (注3) が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

(場所及び日付) (注5)

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

(ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシヤ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語による申告文は省略)

注1 原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注2 輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注3 産品の原産地（欧州連合又は日本国）を記載する。

注4 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条1(b)に規定する産品については、「B」

第三・二条1(c)に規定する産品については、「C」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三―B―1第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

2 年連続！知的財産侵害物品の輸入差止件数最多記録を更新

～平成 30 年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況～

平成 30 年の横浜税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数は過去最多を記録

- ・ 輸入差止件数は 6,064 件と、過去最多であった前年よりさらに 4%増加しました。
- ・ 国際郵便における輸入差止件数が 6,000 件を超え、全体の件数増加に大きく影響しています。

仕出国（地域）別：中国からの輸入差止件数が全体の 90%超え

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国の割合が前年より 2%増加し全体の 90.8%（5,506 件）を占めています。
- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、中国の割合が全体の 75.6%（35,177 点）を占め、タイ（5,109 点）、ベトナム（2,871 点）と続いています。特に、ベトナムについては、前年と比べて大幅に増加しました。

知的財産別：商標権侵害物品の輸入差止点数が増加

- ・ 知的財産別では、偽ブランド品などの商標権侵害物品が輸入差止件数・点数ともに最多となっており、輸入差止件数が全体の 98.5%（5,982 件）、輸入差止点数が全体の 95.5%（44,474 点）を占めています。

品目別：輸入差止件数ではバッグ類、輸入差止点数では自動車付属品が最多
健康や安全を脅かす物品も引き続き散見

- ・ 品目別にみると、バッグ類の輸入差止件数は全体の約半数を占めています。自動車付属品やコンピュータ製品、身近細貨類（アクセサリ類）は輸入差止 1 件あたりの点数が多く、いずれも前年と比べて大幅に増加しました。
- ・ 安全を脅かす危険性のある医薬品、美容用品、サングラスなども引き続き散見されています。

平成30年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

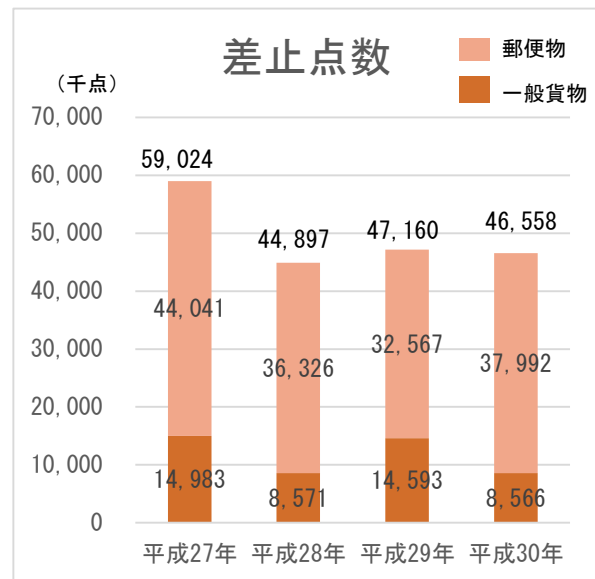
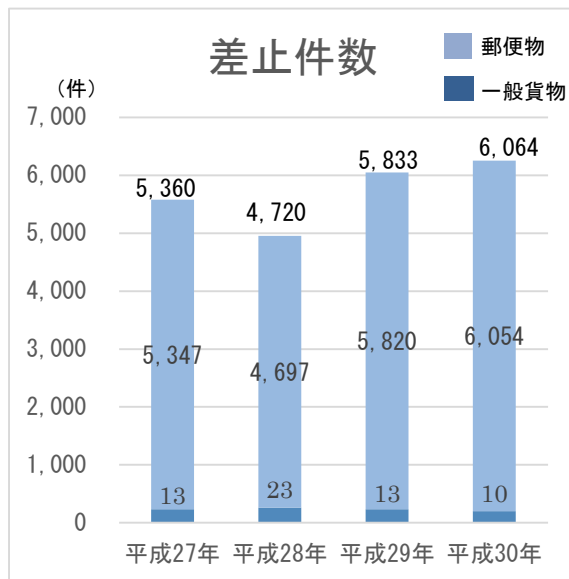
- ◆ 輸入差止件数は6,064件（前年比4.0%増）で、過去最多であった昨年をさらに上回っています。特に、国際郵便物の輸入差止件数が過去最高となっています。
- ◆ 輸入差止点数は46,558点（前年比1.3%減）となっています。
- ◆ 国際郵便物における差止点数が37,992点（構成比81.6%）で、前年より増加（前年比16.7%増）しています。

（注）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（例）1件の輸入申告又は郵便物に20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合、「1件、20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



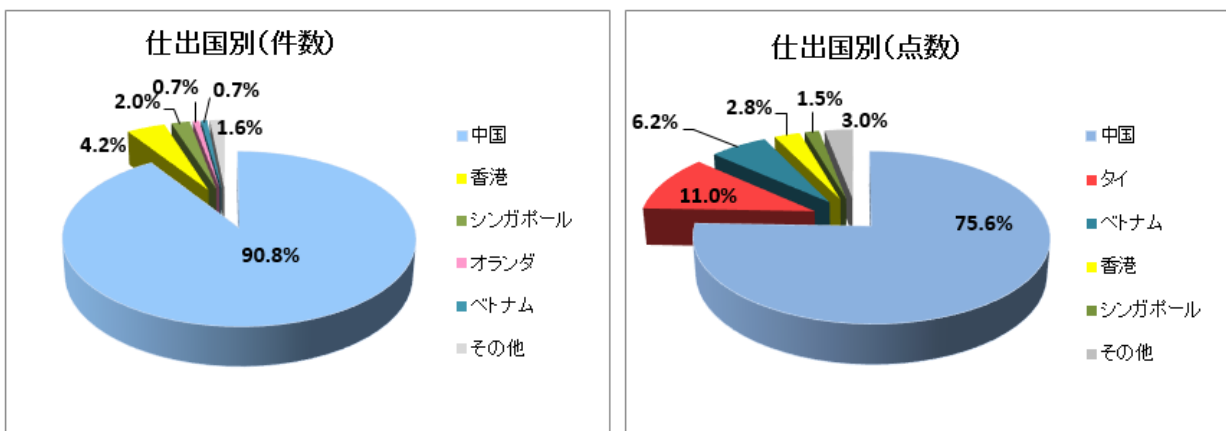
<参考：全国実績との比較>

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
横浜実績	件数	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	103.96%
	点数	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.72%
全国実績	件数	32,060	29,274	26,034	30,627	26,005	84.91%
	点数	895,792	689,621	622,665	506,750	929,675	183.46%

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが5,506件（構成比90.8%）、次いで香港が255件（同4.2%）、シンガポールが122件（同2.0%）と続いています。
- ◆ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが35,177点（構成比75.6%）、次いでタイが5,109点（同11.0%）、ベトナムが2,871点（同6.2%）となっています。
- ◆ 中国は、全国でも横浜税関においても知的財産侵害物品の仕出国として最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比

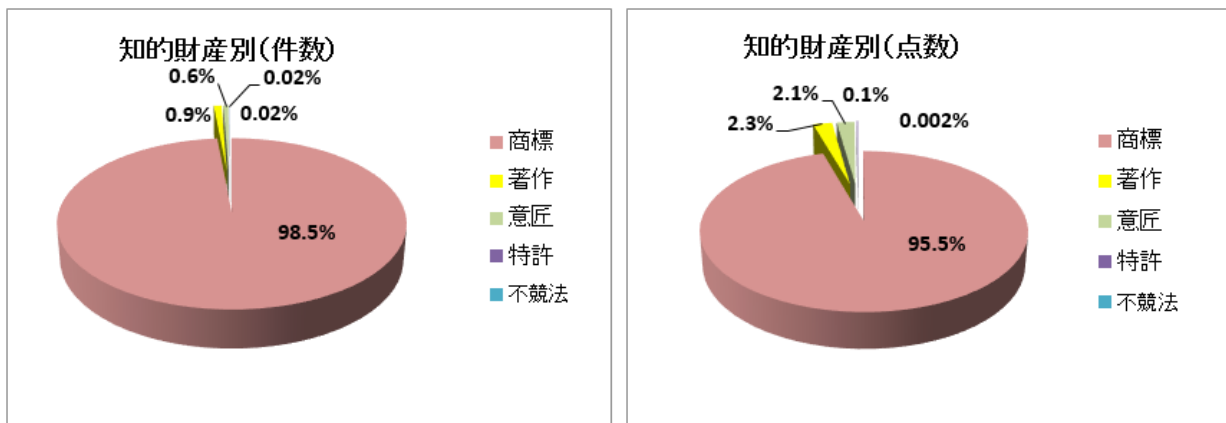


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が5,982件（構成比98.5%）、次いで著作権侵害物品が53件（同0.9%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が44,474点（構成比95.5%）で大半を占める傾向は変わらず、次いで著作権侵害物品が1,049点（同2.3%）となっています。

知的財産別輸入差止実績構成比



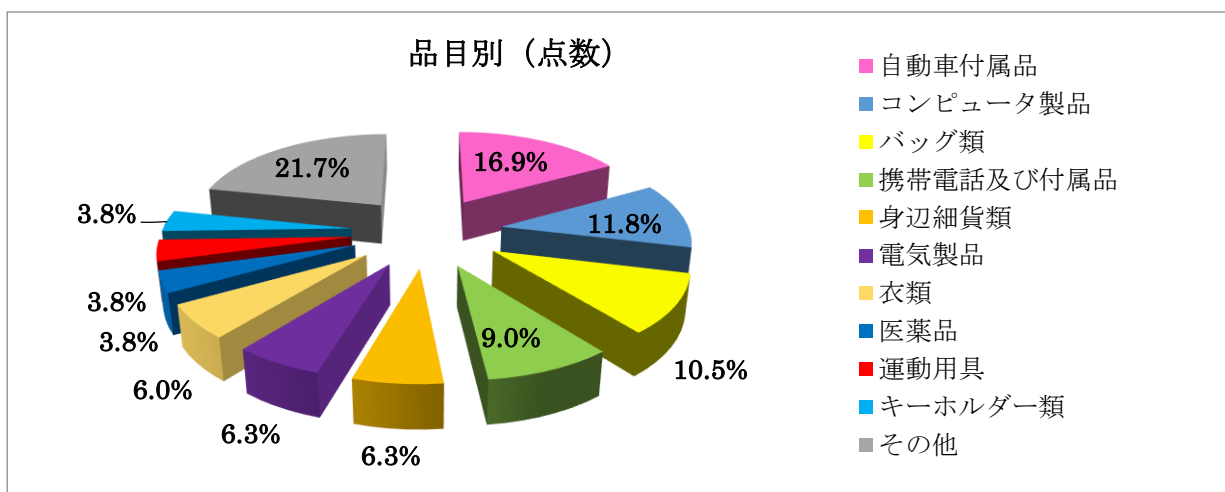
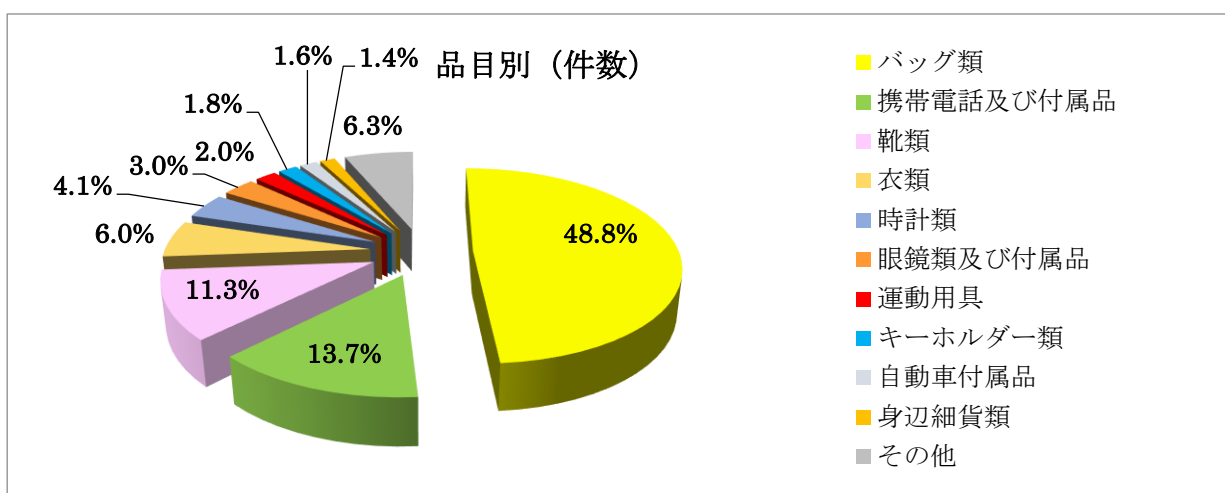
（注1）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、それぞれの知的財産に件数計上されるため、知的財産ごとの合計件数は差止件数の合計件数と一致しません。点数についてはP7表中上位の知的財産にのみ計上されます。

（注2）四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

3. 品目別輸入差止実績

- ◆ 輸入差止件数は、バッグ類が 3,188 件（構成比 48.8%）と最も多く、次いで携帯電話及び付属品が 896 件（同 13.7%）、靴類が 735 件（同 11.3%）となっています。
- ◆ 輸入差止点数は、自動車付属品が 7,875 点（構成比 16.9%）、次いでコンピュータ製品が 5,503 点（同 11.8%）、バッグ類が 4,880 点（同 10.5%）となっています。前年と比べて、上位 3 品目はいずれも輸入差止点数が増加しています。

品目別輸入差止実績構成比



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

自動車付属品 (商標権)	コンピューター製品 (商標権)	バッグ類 (商標権)
		
(ブレーキキャリパーカバー)	(ゲーム機用操作器)	(かばん)

携帯電話及び付属品 (商標権)	衣類 (商標権)	電気製品 (商標権)
		
(スマートフォンケース)	(ジャンパー)	(USBパワーアダプター)

健康や安全を脅かす危険性のある物品

医薬品 (商標権)	眼鏡類 (商標権)	身体用マッサージ器具 (意匠権)
		
(ED治療薬)	(サングラス)	(美容用ローラー)

平成30年の横浜税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績

(1)件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
中国	3,926	4,668	4,179	5,184	5,506	106.2%	90.8%
香港	605	481	254	336	255	75.9%	4.2%
シンガポール	64	28	161	141	122	86.5%	2.0%
オランダ	0	8	28	2	43	2150.0%	0.7%
ベトナム	6	10	4	2	41	2050.0%	0.7%
その他	109	165	94	168	97	57.7%	1.6%
合計	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	104.0%	100.0%

(注) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(2)点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
中国	65,783	45,786	36,292	40,069	35,177	87.8%	75.6%
タイ	701	304	772	1,203	5,109	424.7%	11.0%
ベトナム	65	92	53	15	2,871	19140.0%	6.2%
香港	4,317	6,785	2,997	1,859	1,282	69.0%	2.8%
シンガポール	1,134	78	772	993	719	72.4%	1.5%
その他	52,916	5,979	4,011	3,021	1,400	46.3%	3.0%
合計	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.7%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数

下段:点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
特許権	0	0	2	1	1	100.0%	0.0%
	0	0	110	2,100	60	2.9%	0.1%
意匠権	12	1	1	22	35	159.1%	0.6%
	647	47	17	7,829	974	12.4%	2.1%
商標権	4,611	5,358	4,710	5,800	5,982	103.1%	98.5%
	123,484	58,976	44,659	34,416	44,474	129.2%	95.5%
著作権	318	17	11	18	53	294.4%	0.9%
	687	0	111	2,815	1,049	37.3%	2.3%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法	79	1	0	0	1	全増	0.0%
	98	1	0	0	1	全増	0.0%
合計	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	104.0%	100.0%
	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.7%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権:特許法に基づき特許登録された「発明」

意匠権:意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

商標権:商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権:創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

著作隣接権:レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」

育成者権:種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

・広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの

・著名な他人の「商品等表示」を使用するもの

・他人の商品の形態を模倣するもの

・「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの

・技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例:ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

3. 品目別輸入差止実績

(1) 件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
バッグ類	2,035	2,514	1,201	1,675	3,188	190.3%	48.8%
携帯電話及び付属品	681	693	2,005	1,655	896	54.1%	13.7%
靴類	712	1,032	782	970	735	75.8%	11.3%
衣類	265	225	113	177	391	220.9%	6.0%
時計類	110	231	100	267	268	100.4%	4.1%
眼鏡類及び付属品	354	246	124	620	198	31.9%	3.0%
運動用具	7	0	21	150	129	86.0%	2.0%
キーホルダー類	91	132	56	86	115	133.7%	1.8%
自動車付属品	2	7	54	32	105	328.1%	1.6%
身辺細貨類	69	162	57	39	92	235.9%	1.4%
その他	761	561	472	450	414	92.0%	6.3%
合計	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	104.0%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(2) 点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
自動車付属品	19	162	1,431	1,853	7,875	425.0%	16.9%
コンピュータ製品	2,928	696	947	2,505	5,503	219.7%	11.8%
バッグ類	5,116	8,640	5,577	3,307	4,880	147.6%	10.5%
携帯電話及び付属品	10,381	6,228	6,154	9,157	4,209	46.0%	9.0%
身辺細貨類	2,787	5,540	1,884	1,118	2,953	264.1%	6.3%
電気製品	175	15,915	3,249	6,245	2,920	46.8%	6.3%
衣類	4,532	2,732	1,055	5,439	2,804	51.6%	6.0%
医薬品	403	2,780	2,849	2,872	1,775	61.8%	3.8%
運動用具	7	0	775	2,936	1,772	60.4%	3.8%
キーホルダー類	388	1,064	600	605	1,767	292.1%	3.8%
その他	98,180	15,267	20,376	11,123	10,100	90.8%	21.7%
合計	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.7%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
一般貨物	13	13	23	13	10	76.9%	0.2%
	52,785	14,983	8,571	14,593	8,566	58.7%	18.4%
郵便物	4,697	5,347	4,697	5,820	6,054	104.0%	99.8%
	72,131	44,041	36,326	32,567	37,992	116.7%	81.6%
合計	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	104.0%	100.0%
	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.7%	100.0%

5. 知的財産別輸出差止実績

上段:件数
下段:点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
商標	0	1	2	0	13	全増
	0	240	301	0	16	全増
著作	0	0	0	0	1	全増
	0	0	0	0	8	全増
合計	0	1	2	0	14	全増
	0	240	301	0	24	全増

(注) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権: 商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権: 創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」(著作隣接権と共に著作権法で保護)

税関では、各権利を侵害するものを輸出してはならない貨物として、取締りを行っています。

《 資料に関する問い合わせ先 》

横浜税関 業務部 知的財産調査官
〒 231-0023 横浜市中区山下町279-1
TEL 045-212-6116(直通)

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ <http://www.customs.go.jp>

※本資料を他に転載する場合には、横浜税関の資料による旨を必ず注記してください。